

令和 7 年度
芥川流域浸水被害軽減対策検討業務委託

特 記 仕 様 書

高槻市 都市創造部 下水河川企画課

第1章 総 則

1－1【適用範囲】

本業務は、特記仕様書、委託契約書及び「測量、調査及び設計業務委託必携（令和7年4月 大阪府都市整備部）」並びに関係法令に基づき施行する。

1－2【目 的】

本業務は、芥川流域が特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定されたことを受け、芥川流域を含む市内の浸水被害軽減対策について、一体的かつ効率的におこなうことを目的として、「高槻市総合雨水対策アクションプラン」や「高槻市雨水流出抑制施設に関する技術指針(案)」等関連する事業計画との整合性を図るとともに雨水浸透阻害行為の許可申請に係る計算システム等の構築をおこなうものとする。

1－3【工 期】

契約日から令和8年3月31日まで

1－4【提出書類・報告】

受注者は、本業務の実施に際して別表の書類を速やかに提出し、発注者の承認を得るものとする。

1－5【貸与資料】

本業務において、発注者から資料等を借用するにあたり、受注者は借用書を提出し、その重要性を認識のうえ資料等の破損及び滅失のないよう、取り扱いに注意すること。また、作業中であっても発注者から資料返却の要請があった場合は、速やかに返却をおこなうものとする。

1－6【管理技術者及び照査技術者】

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務をおこなわせるとともに高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））または、下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため十分な数の技術者を配置しなければならない。

1－7【費用の負担】

業務の遂行に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

1－8【法令等の遵守】

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1－9【中立性の堅持】

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1-10【秘密の保持】

受注者は、本業務により知り得た秘密は、第三者に漏らしたり公言したりしないようにすることとする。
また、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとする。

1-11【公益確保の責務】

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1-12【成果品の検査・納品】

本業務の成果品については、発注者の検査を受けた後発注者指定の場所へ納入するものとする。
また、納品後といえども成果品に誤りがあった場合は、速やかにその誤りを修正しなければならない。
なお、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

1-13【損害賠償】

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者は一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

1-14【疑義】

本仕様書に定めのない事項及び変更が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行い、発注者の指示に従うものとする。
なお、協議に必要となる資料は、その都度受注者が作成するものとする。

1-15【関係官公庁等との協議】

受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき、また、協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を延滞なく報告しなければならない。

1-16【内部通報に関する制度】

受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者（以下「従事者」という。）は、本業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。また、受注者は、前記について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

1-17【環境方針の周知】

受注者は、業務に従事する者に別記「環境方針」を周知しなければならない。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めなければならない。

第2章 業務内容

2-1 【関連する事業計画等との整合性の検証】

高槻市総合雨水対策アクションプラン、高槻市雨水流出抑制施設に関する技術指針(案)等関連する事業計画等について、以下のとおり整合性を検証し、必要に応じて改定をおこなうものとする。

- (1) さまざまな条件下における高槻市総合雨水対策アクションプランに基づき算出される流出抑制量と特定都市河川浸水被害対策法に基づき算出される雨水流出抑制量を条件別に比較検証し、流出抑制施設の考え方を整理する。
- (2) 高槻市雨水流出抑制施設に関する技術指針(案)について、特定都市河川浸水被害対策法に基づく計画降雨(57.5mm/h)の追加や流出抑制量算定式(簡便法)の更新等、施設の設計に関する基準の改定を行い、高槻市雨水流出抑制施設に関する技術指針(改訂案)を作成する。

2-2 【雨水浸透阻害行為の許可申請手続きの簡易化】

特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請手続きをスムーズに実施できるように以下のとおり、事前相談及び許可申請時に必要となる書類のフォーマット及び貯留・浸透量の計算システム、標識標準図、許可申請手続きフロー図(庁内事務処理用)、職員向けマニュアルを作成するものとする。

- (1) 事前相談及び許可申請書
特定都市河川浸水被害対策法第30条及び第35条に基づく事前相談及び許可申請書のフォーマット(Word、Excel、pdf形式)
- (2) 貯留・浸透量の計算システム
許可申請に添付する貯留地容量計算・浸透量計算システム(Excel形式)
- (3) 標識標準図
特定都市河川浸水被害対策法第45条に基づく標識について、貯留浸透施設の種別に応じた標準図を数パターン作成(dwg、dxf、pdf形式)
- (4) 雨水浸透阻害行為の許可申請手続きフロー図(庁内事務処理用)の作成
申請受付から許可までの、部署間の連携、決裁ルート、標準処理期間、審査項目等を明記した職員向けの業務マニュアルとなる詳細なフロー図を作成する。

2-3 【特定都市河川流域指定の周知】

特定都市河川流域の指定について、住民や事業者等に広く周知することを目的として、以下のとおり高槻市ホームページ掲載資料を作成する。

- (1) 制度の概要、申請者向け手続きフロー図
申請者が手続きの全体像を容易に理解できるよう視覚的に分かりやすく簡略化したフロー図を作成する。(pdf形式)
- (2) 特定都市河川流域図(壁貼り用)
壁貼り用の高解像度の図面データ及びGISデータを作成する。なお、流域図には芥川流域のほか、高槻市総合雨水対策重点地区や土砂災害警戒区域等、開発事業に関連する項目について着色するものとし、項目については監督職員との協議によるものとする。
なお、作成したデータはwebサイトで素早く閲覧できるよう画像形式等により軽量化すること。

第3章 照 査

3－1 【照査の目的】

受注者は、業務の高い質を確保するため、成果品に誤りや不整合がないよう、十分な照査を実施するものとする。

3－2 【照査の体制】

受注者は監理技術者とは別に照査技術者を配置し、遺漏なきよう照査を実施するものとする。

3－3 【照査事項】

受注者は、業務全般にわたり以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 計画・方針、設定条件等の妥当性
- (2) 上位計画、関連法令等との整合性
- (3) 引用した参考文献、資料等の適切性
- (4) 作成した図書、計算書、データ等の正確性

第4章 成果品

4-1 【成果品】

本業務における成果品は下表によるものとし、成果品の編集方法等については監督職員と協議すること。

項番	成果品	内 容	部数等
1	業務報告書	・高槻市雨水流出抑制施設に関する技術指針(改定案) ・雨水浸透阻害行為の許可申請手続き資料 ・特定都市河川流域指定の周知資料 ・雨水出水浸水想定区域図の公表関係資料	A4ファイル(3部)
2	打合せ記録簿	・監督職員との協議内容を記録したもの	
3	電子成果品		CD-R または DVD-(3部)
4	その他	・監督職員が指示するもの	監督職員の指示による

第5章 参考図書

5-1 【参考図書】

本業務は、下表の最新版図書等を参考にしておこなうものとする。

項番	名 称	発行所名
1	特定都市河川浸水被害対策法 同施行令、同施行規則	
2	高槻市総合雨水対策アクションプラン	
3	高槻市雨水流出抑制施設に関する技術指針(案)	
4	雨水流出抑制施設の設計・施工技術 マニュアル	公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会
5	雨水浸透施設技術指針	公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会
6	その他本業務に関連する国・府・自治体が定める基準等	

以 上

【個人情報取扱特記事項】

※本契約における適用除外項目：第14第2項及び第7

(基本的事項)

第1 受注者は、委託業務を行うに当たっては、受託者（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項第1号に掲げる者をいう。）として、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、個人情報の安全管理について、管理責任者の選任、個人情報保護責任者の指定等、内部における責任体制を構築するとともに、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第3 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

第4 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、当該個人情報を記録した媒体の性質に応じたものとしなければならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第5 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第6 受注者は、委託業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修、教育等（情報システムを

使用する委託業務の場合は、その管理、運用及びセキュリティ対策に関するものを含む。)を実施しなければならない。

(個人情報の保護に関する誓約書)

第7 受注者は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、発注者が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。

(従事者への周知、罰則の教示等)

第8 受注者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、委託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、個人情報保護法及び番号法に規定する罰則の適用がある違反行為をした場合には、懲役又は罰金に処されることを教示しなければならない。

3 受注者は、従事者又は従事していた者が、前項の違反行為をしたときは、受注者に対しても罰金刑が科される旨を十分認識し、委託業務を処理しなければならない。

(作業区域等)

第9 受注者は、委託業務に係る個人情報を取り扱う場合は、発注者の管理権限が及ぶ区域で行わなければならない。ただし、クラウドサーバの使用等やむを得ず発注者の管理権限が及ぶ区域以外で個人情報を取り扱う必要があるときは、当該作業区域又は情報管理区域を限定するとともに、個人情報の保管施設の特定、入退室管理、警報装置の設置、耐震防火対策等、個人情報に係る安全対策を明確にした上で、事前に書面により発注者に申請し、その許可を得なければならない。

2 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前項の作業区域又は情報管理区域から個人情報を持ち出し、又はデータ移行をしてはならない。

(個人情報の授受等)

第10 受注者は、発注者との間で委託業務に関する個人情報を授受する場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者の定める受渡し記録簿により記録しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、委託業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、前項の規定により複写し、又は複製する場合は、その対象を必要最小

限に限るとともに、処理終了後は不要となった情報を発注者の指定する方法により速やかに消去しなければならない。

(記録媒体による成果物の表記)

第12 受注者は、個人情報記録された成果物を記録媒体で発注者に納品する場合は、ラベル等の表記について第三者が容易に識別できない措置を講じなければならない。

(情報システム等のセキュリティ対策)

第13 受注者は、委託業務において情報システム、電磁的記録媒体、電子メール等を使用して個人情報を取り扱う場合は、権限管理、アクセス制御、不正アクセスの防止、操作ログの取得、ウイルスチェック、暗号化、ファイヤウォールの設定、個人所有機器の使用制限、覗き見防止、バックアップその他情報の管理形態に応じたセキュリティ対策を講じなければならない。

(返還又は廃棄)

第14 受注者は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄若しくは消去を実施しなければならない。

2 受注者は、委託業務において利用する個人情報(特定個人情報を含むものに限る。以下この項において同じ。)の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、委託業務において利用する個人情報の廃棄をする場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(再委託を行う場合における制限)

第15 受注者は、再委託先(派遣元事業主及び受注者の子会社を含む。)に個人情報を取り扱わせる場合には、複製の制限、セキュリティ対策、個人情報の滅失、毀損、漏えい等に係る報告、業務終了時における消去及び媒体の返還その他の個人情報の保護措置に関して、当該再委託先に対し同等の義務を負わせ、その遵守を監督する

旨の書面を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理に係る記録の整備)

第16 受注者は、従事者名簿、従事者への研修実施簿その他個人情報の適正な取扱いの事後検証に必要となる記録を整備するものとする。

(立入検査等)

第17 発注者は、受注者が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この項において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者におけるこの個人情報取扱特記事項に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第18 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者への報告、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 発注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第19 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第20 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

環 境 方 針

基本理念

高槻市は、北摂連山の美しい山並みに恵まれ、淀川の悠久の流れに抱かれた自然豊かなまちで、私たちはその恩恵を受けています。

また、古くから京都と大阪を結ぶ要衝の地として栄え、数多くの貴重な遺跡や文化財も有しております。これら貴重な自然と文化の財産を、守り、育て、さらに、将来の世代まで引き継ぐことが重要です。

一方、私たちは日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを求め、大量の化石エネルギーを消費しています。このことが、地球温暖化問題を深刻化させるとともに、生物の多様性が損なわれつつある状況を生み出しています。私たちは、この状況を深く受け止め、地域の環境はもとより、地球規模での良好な環境のあり方を考え、環境と共生した持続可能な社会の実現を目指し、取り組まなければなりません。

そこで、高槻市では、市民、事業者、行政の協働により、環境に配慮した施策を展開し、将来に良好な環境を引き継げる社会を形成します。

基本方針

将来に良好な環境を引き継げる社会を形成するため、以下の事項に取り組み、積極的な環境配慮を行います。

- 1 「第2次高槻市環境基本計画」を受けて定める「たかつき環境行動計画」に基づき、環境の保全及び創造に関する主体別及び協働の取組を推進します。
- 2 環境に関する法令や協定などを遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境目的・目標を定めて、計画的・効果的に環境負荷の低減を図ります。
 - (1) 「たかつきエコオフィスプラン」や「グリーンイベントガイドライン」に基づき、省エネルギー、省資源、リサイクルの取組を推進し、環境負荷の低減を図ります。
 - (2) 環境に配慮した公共工事を推進します。
 - (3) グリーン購入を推進します。
- 4 研修・訓練を通じ、全職員が環境方針を理解し、環境に配慮した日常活動を実践します。

平成24年4月1日

高槻市長 濱田 剛史